

「保護されるべき子ども」と 親権制限問題の一系譜

—児童養護運動としての「子どもの人権を守るために集会」(1968-77年)—

土 屋 敦

1. 問題の所在

本稿では、日本社会における 1960 年代後半から 1970 年代という時期に、児童養護における「保護されるべき子ども」の歴史的系譜を鑑みた際に、その後の現代社会へと接続されていく画期となるクレーム申し立て活動 (Spector & Kitsuse 訳書, 1990) が、「子どもの人権を守るために集会」(1968 ~ 1977 年) というかたちでなされ始めたことを指摘する。また同集会での議論が、児童養護における親権制限問題をめぐる議論へと結実していくプロセスを読み解くことを目的とする⁽¹⁾。同集会は、本来であれば児童養護施設などの施設に「保護されるべき子ども」が社会の中に放置されていることを問題視するかたちで、10 年間に渡り実施された。その後、同集会の成果は「親権と子どもの人権」と題されたシンポジウム (1979 年 11 月) および報告書『親権と子どもの人権』(1980 年) として世に出され、児童養護における親権制限問題を世論に訴えるかたちで結実していく。

虐待リスクの高い家庭や貧困家庭など、劣悪な家庭環境で生活する子どもの中で、公的に「保護されるべき子ども」とは誰か、の「定義」をめぐる社会学研究は、近代の子ども観の誕生と展開、福祉領域における児童養護のあり方のフレームの変遷など、主に社会問題の社会学の主題として扱われてきた (Best

(つちや・あつし 徳島大学)

1990, 上野 1996)。児童相談所や児童養護施設に一旦保護された子どもを親が引き取りを迫った際に、それを親権という壁を越えてまで拒否することは可能なのか。また虐待リスクが高く、養育環境として劣悪であることが明らかな子どもの公的保護を親が拒否した場合に、親権を制限してまで子どもを「保護する」ことは妥当なのか。児童養護の専門家間における親権制限をめぐる議論は長期間の論争の末に、2012年に民法上の「親権制限制度」および「未成年後見人制度」規定が改正され、子どもが特に劣悪な養育環境にいる場合の親権の一時停止が明文化されるに至った。これは必要な場合には、実親子関係や親権という高いハードルを乗り越えてでも子どもを公的に保護することに対する法的根拠が与えられたことを意味する。

この親権制限問題が浮上しそれが合法化されていくプロセスは、公的に「保護されるべき子ども」(Ariès 訳書,1980) (Best 1990)の問題機制の枠組み⁽²⁾の歴史的系譜に照らした場合、大きな画期として位置づけられる。日本社会における親権のハードルは欧米諸国に比して高いこと、また親権を乗り越えてでも劣悪な環境にある子どもを保護することには多くの困難が伴うことは、日本社会の中で親権制限問題をめぐる議論が浮上するたびに、親権制限推進論者たちによって執拗に言及されてきた論点であった⁽³⁾。親権制限問題の浮上と立法化、制度化の中で生じた出来事は、子どもの保護を親権という高いハードルを乗り越え、実親子関係への公的介入を伴ってでも行うこと。すなわち、劣悪な養育環境の中で生活する公的に「保護されるべき子ども」の問題機制の枠組みを日本社会が大きく拡張した象徴的な出来事であったといえるだろう。

では、親権制限をめぐる議論は、日本社会における近代的子ども観の展開や児童養護問題の変遷の中で、いついかなる社会的文脈の中で、またいかなる主体によって主張され始めたのか。本稿で主題とする児童養護、とりわけ乳児院や児童養護施設といった施設養護は児童福祉法第37条、38条、41条、第43の2、44条などで規定されている児童福祉施設であり、生まれた家庭や、血縁関係のある実親子関係から「切り離されて」子どもが保護され養育される点に特徴がある。親権制限問題の系譜と、同問題が児童養護の専門家集団の中で立ち上げられ社会の中で支持を獲得していくプロセスを読み解いていく作業は、親権という高いハードルを乗り越え、家族への公的介入を伴ってでも、劣悪な家庭

環境から子どもを「保護するべき」であるとするクレーム申し立て活動が、日本社会の中でいかなるプロセスを経ながら形成され展開し市民権を獲得していったのか、という問いを問う上で極めて重要な主題である。にもかかわらず、同主題はこれまで歴史社会学の視座からは十分な検討がなされてこなかった。

戦後日本社会において、児童養護の専門家集団による親権制限問題の提起は、国際児童年であった1979年に、児童養護施設運営者による最大組織である全国社会福祉協議会養護施設協議会（以下、全養協）が行った「親権と子どもの人権」シンポジウム、および報告書『親権と子どもの人権』（1980）において初期の議論形成がなされると整理されることが多い（子どもの虹情報研修センター 2007）。他方で、当時親権制限論の主要な推進論者の一人であった村岡（1980）が述懐する通り、1979年に行われた「親権と子どもの人権」シンポジウムおよび報告書は、1968年から1977年まで10年間全養協が主催しNHK厚生文化事業団、朝日新聞厚生文化事業団の共催を得て開催された「子どもの人権を守るために集会」の成果として出された。この過程を鑑みるならば、日本の児童養護の専門家集団による親権制限に関するクレーム申し立て活動の形成は、1968年から1977年になされた「子どもの人権を守るために集会」内で行われた議論形成プロセスの中に、萌芽の一系譜があったとみるのが妥当だろう。

本稿では、1968年に開始され10年間続けられた同集会における活動の系譜を、本来であれば施設に「保護されるべき子ども」が社会の中に放置されていることを問題視するかたちで、またそうした子どもたちを施設に「保護すること」を主張するクレーム申し立て活動として分析するとともに、同集会でなされた議論形成が児童養護における親権制限問題へと結実していくプロセスを読み解くことを目的とする。以下、第2節では既存研究を整理し、第3節では分析資料の精査を行う。また、第4節で「子どもの人権を守るために集会」が開始された背景、運動の展開とその帰結の分析をし、第5節で本稿の総括を行う。

2. 既存研究

2-1. 「児童虐待問題」の構築をめぐる議論の射程と臨界

この実親家庭から切り離されながら「保護されるべき子ども」の問題機制の枠組みに関する議論を、親権制限問題に関する議論形成のあり方への分析も含みながら、社会学の視座から最も丁寧に論じてきたのは、社会構築主義の視座からなされた児童虐待問題研究である。そこでは、「児童虐待」という専門概念が市民権を獲得していく中で、児童養護における親権制限をめぐる議論への機運が高まり、親権という高いハードルを越えてでも、虐待リスクの高い家庭の中で生活する子どもを保護するべきであるとする規範が優勢になっていったことが指摘される（上野 1996）（内田 2009）。

他方で、社会構築主義の視座からなされた児童虐待問題研究には、本稿の主題に照らすといくつかの難点がある。多くの場合、児童虐待の社会的構築をめぐる社会学の分析は「児童虐待」という専門概念や、その下位カテゴリーである身体的虐待、精神的虐待、性的虐待、ネグレクトといった分類法が誕生し社会的認知を獲得しながら普及していく過程が分析される。その際に、児童養護施設の中で「保護されるべき子ども」の問題機制の枠組みの系譜は専門概念としての「児童虐待」の誕生と普及をめぐる議論にもっぱら回収されるかたちで分析される、という隘路がそこにはある。

「児童虐待」という言葉が広く社会的認知を獲得し、児童相談所への相談件数データが公的に取られ始めるのは、米国では 1960 年代初頭以降、日本社会では 1990 年代初頭以降である（上野 1996）。「児童虐待」問題の社会学のフレームの中では、この 1990 年代初頭以降の「児童虐待問題時代」にもっぱら分析の焦点が当てられ、本稿で主題化する 1960 年代後半から 1980 年代初頭の時期は同専門概念の「輸入期」として付属的な位置づけがなされるため、同時期の児童養護運動に積極的に光が当てられることはない。本稿では、同時期が本来であれば施設に「保護されるべき子ども」が社会に放置されていることを問題視するかたちで、親権制限問題に関する議論の生成も伴いながら、児童養護の専門家集団によるクレーム申し立て活動が組織化された画期に該当していたことを指摘する。その上で、同時期の分析が現在社会における「保護されるべき子ども」の問題機制の枠組みの形成を読み解く際に不可欠であることを論じていく。

2—2. 「子捨て・子殺し研究」からみた1970年代初頭の画期性

他方で、この1960年代後半から1970年代、中でも1970年代初頭という時期は、子捨て・子殺し研究の中では極めて豊饒な議論が積み重ねられてきた(栗栖・大森(1977)、田間(2001)など)。これらの研究は、本稿の「保護されるべき子ども」の問題機軸の枠組みの系譜という主題に照らしても大変興味深い知見が多く提示されている。これらの研究の論点は、この時期に子捨て・子殺し事件に関する新聞報道が劇的に増加したことに着眼し、またその多くが母性愛の欠如といった言葉を伴いながら、もっぱら実母を糾弾するかたちで描き出されたことをめぐってなされた。

法学者の栗栖・大森(1977)は、「近年、親による子殺し、遺棄、虐待などの事件が、新聞の社会面に報じられることが多く、これらの増加傾向が指摘され」(栗栖・大森1977,p.2)ている1970年代初頭当時の現状を踏まえた上で、子捨て・子殺し報道の増加と裁判記録の件数を照らし合わせる作業を行っている。栗栖・大森(1977)は、「東京管内で、昭和二五年より昭和四六年までに裁判が確定したもので、強盗殺人を除く殺人、殺人未遂、傷害致死、同未遂事件を拾い出し、その中、加害者・被害者の関係が親・実子関係である事件のみを対象」(ibid, p.3)として増減をみた場合には、昭和二六、二七(1951、52)年、昭和三五、三六(1960、61)年、昭和四一～四五(1966～70)年に裁判記録における実子殺害件数の増加が認められるものの、事件数は「有責人口一〇万対の比率を経年的にとってみても、大きな変動はみられなかった」(ibid, p.4)と結論づけている。

また田間(2001)は、社会構築主義の視座から同主題を分析し、1970年代初頭以降、特に1973年という年に子捨て・子殺しに関する社会的関心が急激に高まったこと、新聞紙面上での掲載件数が劇的に増加したことを受けて、そうした記事が「どのような報道の仕方」(田間2001, p.35)でなされ「どのような子殺しの『現実』を構築したのか」(ibid, p.35)という視点から同主題の問題化のされ方を検証している。また同主題の報道のされ方が「具体的な事件を資源としながらも、一般的レベルの『現実』においては加害者としての母親のみを糾弾」(ibid, p.48)するかたちで形成されたこと、また、子捨てと子殺しが同じ類の出来事としてカテゴリー統合されて語られることが多かったこと

に言及しながら、両者の結合点として「たやすく想定される共通点は、＜子どもが犠牲者である＞ということ」(ibid, p.63) である点を指摘している。

栗栖・大森(1977)も田間(2001)も、1970年代初頭に子捨て・子殺し事件に関する報道件数の劇的な増加と、裁判件数などの他データとの間には大きなズレがあり、この時期「実態」として子捨て・子殺しが増加したか否かに関わらず、新聞報道において同問題が大きくクローズアップされたという見解では一致している。ジョエル・ベストは、限られた新聞紙面や報道時間の制約の中で、競合し合う多くの社会問題の中で特定の主題が大きく取り上げられる／取り上げられないことをめぐって形成される市場のことを「社会問題市場」(Best 2008)と呼び、また特に「子どもに対する脅威」(Best 1990)を強調するクレームは反論されることなくこの市場の中で取り上げられやすいことを指摘している。1970年代初頭の日本社会の子捨て・子殺し事件は、この「社会問題市場」の中で「子どもに対する脅威」を強調するという報道のあり方を伴いながら大きく焦点化された主題であったということが出来る。

他方で、同時期の「子捨て・子殺し事件」の焦点化のされ方に関する既存研究では主に新聞紙面のみが一次資料として用いられており、そこで構築され強調された「子どもに対する脅威」などの主題が、児童養護施設や乳児院、里親委託などの児童養護をめぐる議論や、児童福祉の専門家集団によってなされた「保護されるべき子ども」の問題機制の枠組みをめぐる議論との間に結び結んだ関係性に関しては、踏み込んだ分析がなされていない。

3. 分析資料

本稿では、1968年から1977年までの10年間、全養協主催で朝日新聞厚生文化事業団およびNHK厚生文化事業団の共催を得て開催された、「子どもを守るために集会」会場資料(1968-1977年)と、その総括として出された『親権と子どもの人権』(全国社会福祉協議会養護施設協議会編)を一次資料とする。また、同集会の背景や親権制限問題をめぐる議論を跡付ける補助資料として、全養協発行の機関紙『全養協通信』(1966-1980)を用いる。

同集会の軌跡と総括に分析の焦点を絞るのは、戦後の日本の児童養護問題の

変遷を通時的に検討した際に、同運動が本来であれば施設に「保護されるべき子ども」が社会の中に放置されていることに警鐘を鳴らしながら、そうした子どもを「保護すること」を社会に向けて主張する、初期のクレーム申し立て活動として位置付けられること。また同集会での議論が、児童養護における親権制限問題の一系譜を捉える際に重要な位置を占めていること。さらには、同集会内では、「子捨て・子殺し事件」の新聞記事への言及が盛んになされながら運動が展開されたことから、同時期に焦点化された同事件が、当時の児童養護の専門家集団の中でいかに受容され、児童養護のあり方をめぐる議論とどのように結びついていったのか、という点を検証していく際にも有用な知見が得られることが理由に挙げられる。

また、児童養護施設の運営者団体によって発刊された機関紙の中で、現在最も一般的な雑誌は『季刊 児童養護』であるが、同紙は1970年に第1号が発刊されたものであるため、それ以前からの情報を継続的に補うために、全養協発刊のより古い歴史を持つ機関紙『全養協通信』を補助資料として用いる。

4. 「子どもの人権を守るために」集会の運動フレーム

4-1. 集会開催の背景

まず、クレーム申し立て活動としての「子どもの人権を守るために」集会が開催に至った背景についてみていきたい。同集会の初回公開討論会は、1968年12月11日東京の銀座ガスホールにて、「養護施設からの告発」という問題提起を掲げて、NHK制作の『この子らのために』と題された映画鑑賞と公開討論会の2部構成で行われた。公開討論会は壇上に松島正儀全養協会長ほか、磯村英一（都市社会学・人権論）や平井信義（児童心理学・小児科医）といった専門家や、『教室の子どもたち』『絵を描く子どもたち』などの作品で知られる映画監督の羽仁進、全養協人権擁護委員の大浜英子をパネリストとして招いて、社会福祉関係者のほかに、学生、主婦、小学校から大学の教師、ジャーナリスト、家裁の調査官など約400人の参加を得て開催された⁽³⁾。また同集会の予告は朝日新聞その他の公共メディアを通して告知され、同集会の様子は新聞記事面を大きく割くかたちで報道された⁽⁴⁾。

公開討論会冒頭では、会長松島正義によって「養護施設からの告発」と題された問題提起が行われたが、その発言の中には当時の児童養護施設の置かれている状況を社会の中に広く周知させる理由が見事に集約されている。冒頭で松島は、「近年、親の離婚の問題から、あるいは出稼ぎ、交通事故、又は虐待事件等で、一人ひとりの子どもの人格がゆがめられた状態で施設に入ってくる子どもが非常に多く」（全養協 1968,p.1）なっていること。またそうした施設入所児童の質的变化の要因として、「高度経済成長期の中に片寄りがあってそこに根本的な問題」（*ibid*, p.1）があるとの認識の下に、以下のように発言している。

放置されたままの子どもが沢山いるということです。人権を奪われたままに放置されているということでもあります。その証拠には、毎日の新聞をよく見れば、父は出稼ぎ、母は家出して子どもが餓死する寸前で発見されたというような記事は少なくない。一家心中というような記事が社会面に出不い日はほとんどない状態であります。（*ibid*, p.2）

松島による冒頭基調講演の発言で特徴的なのは、児童養護施設への入所児童の実情を訴えることに加えて、両親の蒸発など本来であれば施設に「保護されるべき子ども」であるにも関わらず、社会の中に「放置されたままの子ども」が沢山いることに世論を喚起する意図を持って構成されていること。またそうした「前提 (Grounds)」⁽⁶⁾として、毎日の新聞の中で掲載される記事内容を引用しながら、またそれを「養護施設からの告発」という主題を伴いつつ発信したことにある。同時期の新聞紙面が、「脅かされる子ども」「犠牲者としての子ども」を前面に打ち出すかたちで、記事内容が構成される頻度が増加したことは先述の通りである。同集会では、「子どもの人権」を「論拠 (Warrants)」⁽⁶⁾として前面に掲げながら、新聞紙面上で頻出する蒸発家庭や親の離婚・虐待事件などの、「犠牲者としての子ども」を前景化させながら構成された記事内容を引用しつつ、社会の中には施設に保護されずに「放置されたままの子ども」が沢山いることを告発するという「結論 (Conclusion)」⁽⁷⁾を伴うかたちで開始された。

「子どもの人権を守るために」集会が1968年というタイミングで、社会の中には児童養護施設に本来であれば「保護されるべき子ども」が沢山いることを問題視しながらクレーム申し立て活動としてなされた背景には、同時期になされた児童福祉行政による児童養護施設の不要論や定数削減問題^⑧が叫ばれていたことがあった。敗戦後、特に戦災孤児や浮浪児などの「親のない子ども」の保護施設として設置された施設が多い日本の児童養護施設は、この高度経済成長期にあって「親のない子ども」や家庭内で明らかに「養育困難な子ども」が減少する中で、新たなニーズの発掘が喫緊の課題となっていた。同集会では、新聞記事で取り上げられる「犠牲者としての子ども」の姿と、目下児童養護施設で生活している子どもたちの実情をいわば重ね合わせながら、本来であれば児童養護施設に「保護されるべき子ども」が多数いることに対する世論を喚起しつつ、また行政による施設不要論や定数削減指示に抗する「かたち」で開始された運動であったということが出来る。

また、本集会が朝日新聞厚生文化事業団とNHK厚生文化事業団の共催で、同メディア機関からの同集会の報道を伴いながら行われた点も大変興味深い。朝日新聞社および日本放送協会(NHK)は当時の代表的なマスメディアであったのはもちろんのこと、親の蒸発や子捨て・子殺しなどの事件報道を、「犠牲者としての子ども」像を前面に押し出しながら世論形成を主導した担い手でもあった。同集会が、この1960年代後半から1970年代にかけて、全養協の主催と両報道機関の厚生文化事業団の共催で開催された背景には、「犠牲者としての子ども」をめぐる児童養護施設側と朝日新聞と日本放送協会のメディア側との利害関係上の接点が素地としてあった、ということが出来る。

表1は、1968年から1977年まで行われた同集会の開催時期と、そこで配布された会場資料の題目を列挙したものである。

表1 「子どもの人権を守るために」集会の系譜

第1集 「子どもの人権を守るために—養護施設からの告発」(1968年12月)
第2集 「子どもの人権を守るために—最近の家庭崩壊をめぐって」(1969年11月)
第3集 「子どもの人権を守るために—最近の“子殺し”をめぐって」(1970年12月)
第4集 「子どもの人権を守るために—児童憲章20周年」(1971年12月)
第5集 「子どもの人権を守るために—荒廃から人権を守るため」(1972年12月)
第6集 「子どもの人権を守るために—子どもの生命を奪うものを告発する」(1973年11月)
第7集 「子どもの人権を守るために—子どもの人権を奪うものを告発する」(1974年12月)
第8集 「子どもの人権を守るために—子どもの人権を奪うものを告発する」(1975年12月)
第9集 「子どもの人権を守るために—母と子の人権と福祉」(1976年12月)
第10集 「子どもの人権を守るために」(1977年12月)

(出典：全養協「子どもの人権を守るために」集会資料1968-1977より作成)

次項以降で見えていくように、同集会内での主題を子どもの人権と親権問題に関する議論を軸に区分すると、①運動初期(1968～69年)、②子殺し事件と親権問題の浮上期(1970～1973年)、③子どもの人権を守る砦としての児童養護施設の強調期(1974～1977年)、④運動の総括と親権制限をめぐる議論の確立期(1978～1980年)の4つの時期に大まかに区分することが出来る。以下、順を追ってみたい。

4-2. 運動初期のフレーム(1968～1969年)

「子どもの人権を守るために」集会は、前項でみてきた背景を伴いながら、本来であれば施設に「保護されるべき子ども」が社会の中に放置されていることを糾弾し、そうした子どもたちを施設に保護することを求めるクレーム申し立て活動として1968年12月11日に開始される。他方で、特に第1回(1968年)、第2回(1969年)集会内では子どもの人権と親権との齟齬や葛藤が主張されることはなかった。初回集会資料の中では、冒頭に「親の人権が無視されているとき、子どもの人権も守られていない」(第1回集会資料冒頭)というフレーズを掲げながら、「犠牲者としての子ども」を生み出さないためにも親の人権の尊重が必要であるとする主張を前面に押し出しながら運動フレームが形成されていた。

集会での配布資料は、「家庭崩壊」や「出稼ぎ蒸発」といった小見出しの下に、児童養護施設で生活する子どもたちが書いた作文を掲載するかたちで構成されており、また「この1年間の児童問題」(主として母子心中、一家心中、虐待)

「保護されるべき子ども」と親権制限問題の一系譜
 一児童養護運動としての「子どもの人権を守るために集会」(1968 - 77年) —

という欄には、1年間に新聞で報道された子殺しや母子心中、出稼ぎ蒸発などの事件が時系列ごとに列挙されるかたちで構成されていた。表2は、初回集会(1968年)と第2回集会(1969年)における配布資料の主要な小見出しを列挙したものである。

表2 第1・2回「子どもの人権を守るために」集会会場資料の主題

「炭鉱閉山——転職——やがて家庭崩壊に」(1968)
「公害ぜんそくは父も子も」(1968)
「田一反、畑三反——父の死亡で一家はばらばらに」(1968)
「離婚——父子家庭——交通事故と崩れつづける家庭」(1968)
「交通事故と母親家出から」(1968)
「出稼ぎ蒸発——残された母と子は一生懸命生活を守ったのだが」(1968)
「母の離別——生活はますます荒れて」(1968)
「農業出稼ぎ——子だくさんの貧困から母親家出」(1969)
「離婚——出稼ぎ——事故死——労災保障もなく施設入所に」(1969)
「家庭崩壊で子どもは転転と」(1969)
「貧困——崩壊すれすれの生活」(1969)

(出典：全養協 1968・1969「子どもの人権を守るために」集会資料より作成)

上記の小見出しからも垣間見られるように、同集会の初期における運動フレームは、「犠牲者としての子ども」の親たちに対して同情的な論調こそみられるものの、親たちを糾弾するかたちで形成されたものはほとんどみられない。また「親の人権が無視されているとき、子どもの人権も守られていない」という言葉に象徴されるように、劣悪な養育環境から子どもを保護するための親権制限や、子どもを家族関係から分離保護するべきといった議論も論点としては浮上していない。

そこでは、炭鉱閉山や父親の死亡、交通事故や母親の家出、貧乏子沢山などが理由で児童養護施設に入所することになった子どもたちの作文が、「家庭崩壊の犠牲者」として掲載されていた。それは、例えば第2回集会の副題が「最近の家庭崩壊をめぐって」と題されていることから伺える。同時期の運動は「家庭崩壊」や「生活困窮」の「犠牲者としての子ども」像を強調しつつ、活動の「論拠」を子どもの人権に求めながらも、親にいわば同情的なかたちで運動フレームが形成された時期としてまとめることが出来る。

4-3. 子殺し事件と親権問題の浮上期 (1970 ~ 1973 年)

こうした親権と子どもの権利の関係性への言及が大きく変容していくのは、子捨て・子殺し事件に関するメディア報道が劇的に増加する 1970 年代初頭の第 3 回集会 (1970 年) 以降である。この時期に、マスメディア上での事件の語られ方が「犠牲者としての子ども」像を前面に押し出しながら、もっぱら育ての「母親の側を糾弾する」かたちで紙面構成がなされていく点は田間 (2001) がつぶさに検討している点である。同時期の運動フレームが、クレーム申し立て活動の展開プロセスの中で画期をなしているのは、そうした「犠牲者としての子ども」に関するメディア上の事件記事、特に「子殺し事件」が繰り返し引用されるかたちで、子どもの人権に対する親権のあり方が問い直される契機となった点である。このことは、集会資料冒頭に掲げられた『「子殺し」への告発』と題された問題提起文に集約されているので、少し詳しくみていきたい。

同問題提起文では、冒頭で『「子殺し」何とまあ時代的な言葉であろうか、そこには殺す側の都合はあっても殺される子の人権は全く無視されている現実を、芝居や劇作の上にはなく私共は毎日の新聞を通じてみている』(全養協 1970, p.3) ことに言及がなされたのちに、以下のように親権のあり方を問い直す必要性が語られている。

このことは何も直接的に子殺しという生命否定だけに止まらない。何故なら今日我々養護施設に委託される蒸発による置き去り児、捨て子、あるいは様々な社会的条件から送られてくる 32000 人の子どもたちもある意味では人格否定の子殺しに通じるものではあるまいか。(中略) 我々の社会では未だに親が子を殺してもきびしくは糾弾しない。しかし子が親を殺すときは尊厳殺人として重刑を課せられる。この矛盾こそ子殺しを支える社会的心情の基盤ともいえるのであるし、あやまった親権への考え方が未だに訂正されないものである。」(ibid, p.3 下線筆者)

問題提起文の中では、新聞紙面上の子殺し事件が「(児童) 養護施設に委託される蒸発による置き去り児、捨て子、あるいは様々な社会的条件から送られてくる 32000 人の子どもたち」の境遇と重ね合わされるかたちで問題提起がなさ

れている。また「保護されるべき子ども」の問題機軸の枠組みの系譜と親権制限問題という本稿の主題に照らした際にこの提起文が重要なのは、それが新聞紙面上で焦点化されながら構築された子殺し事件に言及しながら、親権に対する従来の考え方を訂正することの必要性が提起されている点である。そこでは、「子が親を殺すときは尊厳殺人として重刑を課せられる」一方で、「親が子を殺してもきびしくは糾弾しない」ことが問題として提起されており、子殺しを糾弾するかたちで「誤った親権への考え方」が訂正されるべきことが強調されている。

1970年代初頭に子捨て・子殺し事件がマスメディアの中で大きく焦点化されたことはこれまで社会問題の社会学の中で言及されてきた点である。上記の引用が特徴的なのは、そこで構築された「子殺し事件の増加」という「現実」が、児童養護運動の中で積極的に引用された点にあり、また児童養護の専門家集団内でそうした事件報道が、子殺しの軽視を糾弾し親権のあり方を問い直すための「資源」として積極的に活用された点にある。尊厳殺人に比して子殺しの軽視が著しいことを告発したこの問題提起は、1990年代以降の「児童虐待問題時代」を経た現在社会の中で、子殺しが極めて重大な児童虐待問題として大きく報道されることと対比するならば、隔世の感がある。

4-4. 子どもの人権を守る「砦」としての児童福祉施設(1974～1977年)

運動開始当初は、「親の人権が無視されているとき、子どもの人権も守られていない」という運動フレームを伴いながら開始された「子どもの人権を守るために」集会は、その後1970年以降「子殺し事件」への言及を契機としながら、「誤った親権」を問い直すかたちで展開された。その後同集会は、1974年の第7回集会以降、子どもの人権を守る「砦」としての児童養護施設や乳児院、母子生活支援施設(母子寮)などの児童福祉施設のレポートを前面に押し出すかたちで運動フレームが展開されていく。そこでは、「乳児院 もっと僕たちのことを考えて」(1974)、「養護施設 家庭崩壊の社会的究明こそ子どもの人権を守る第一歩である」(1974)、「母子家庭の人権を守るための『とりで』—母子寮からの現場レポート」(1976)、「子どもの人権をまもるとりでとしての養護施設」(1976)など、新聞紙面上で繰り返される「犠牲者としての子ども」

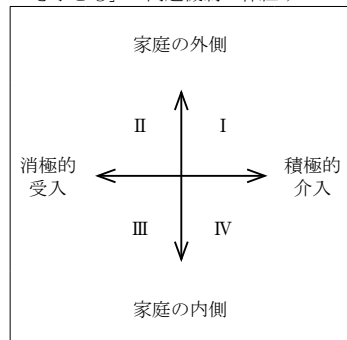
の抜粋一覧と並行して、児童福祉施設が「子どもの人権を守る砦」であることを強調するかたちで運動フレームが形成された。

また、1977 年まで 10 年間続けられた同集会の成果は、その後『泣くものか—子どもの人権 10 年の証言』（1977 亜紀書房）として刊行され、大きな反響を持って受容されるとともに、同書籍は毎日新聞出版賞を受賞することになる。また、同集会資料内で掲載された作文の中には「親が加害者となっている人権侵害事例」（全養協 1980,p.107）が多数見出されたことを受けて、1979 年 5 月 1 日当時 528 施設あった児童養護施設で生活する約 3 万 2 千人の子どもたちに対して、「児童虐待の減少のために、まずその実態を探る」（ibid, p.107）ことを目的として、「養護施設児童の人権に関する調査」と題された全数調査が実施された（回収率 76.5%）。調査の結果、児童養護施設で暮らしている子どものうち、約 3 割は「なんらかの親の一方的な虐待ともいえる事情で施設に送られてきて」（ibid, p.109）いる状態が明らかになった。また、この調査結果を基礎資料としながら、1979 年 10 月には「親権と子どもの人権」と題されたシンポジウムが全養協主催で開催されるとともに、その結果が『親権と子どもの人権』という題の著書にまとめられ、児童養護における「保護されるべき子ども」と親権制限問題のあり方を社会に広く問うことになった。

5. 総括

以上、1968 年から 1977 年まで 10 年間行われた「子どもの人権を守るために」集会、およびその後の総括の中で形作られた親権制限問題の浮上の系譜を読み解いてきた。以下では、同集会の中で展開された公的に「保護されるべき子ども」の問題機制の枠組みの変遷、そして本来であれば「保護されるべき子ども」が社会の中に放置されていることを問題視する同集会のクレーム申し立て活動としての特徴を、図 1 の枠組みの中で整理してい

図 1 児童養護施設に「保護されるべき子ども」の問題機制の枠組み



きたい。

図1の縦軸は、児童養護施設などの社会的養護の枠組みの中で「保護されるべき子ども」が発見された場所を「家庭の外側」と「家庭の内側」という軸で整理したもの。また横軸は、児童相談所や児童養護施設が親から申請があった場合に子どもを保護する「消極的受入」と、親からの相談の有無に関わらず、必要な際には親が拒否した場合であっても、また親権制限を伴ってでも家庭の内側に介入しながら保護する「積極的介入」という軸で整理したもの。図1は、両軸をクロスさせて4象限図式を組み立てたものである。

日本近代の児童養護施設における「保護されるべき子ども」の問題機軸の枠組みの系譜を百数十年の近代社会の変遷という比較的長期の時間軸から鑑みるならば、児童養護施設の前身である孤児院や養護施設に措置される子どもは主に図1の第Ⅰ象限、第Ⅱ象限に位置する「家庭の外側」で発見される「親のない子ども」であることが多かった⁽⁹⁾。児童養護施設は戦前期には孤児院と呼ばれ、もっぱら「親のない子ども」を養育する施設としてあった。また児童養護施設は、敗戦直後期には戦災孤児や浮浪児などの「親のない子ども」の收容施設としてあった。その場合、駅頭やスラム街などに浮浪する子どもを「積極的介入」を伴いながら施設に收容する場合もあれば、児童相談所や児童養護施設への申請を受け入れるかたちで「消極的受入」がなされることもあった⁽¹⁰⁾。その意味で、戦前期から戦後直後期の児童養護施設の中に「保護されるべき子ども」の多くは図1の第Ⅰ象限、第Ⅱ象限に位置する子どもたちだったということが出来る。その後、児童養護施設の入所児童の中で「親のない子ども」の割合は1961年調査において12.7%、1970年調査では6.4%と減少していく⁽¹¹⁾。本稿で扱った1960年代後半から1980年代初頭における入所児童の多くは、親はいるものの経済的貧困などの理由で児童相談所が入所申請を受け付けた(「消極的受入」)第Ⅲ象限に属する子どもたちだったということが出来る。

本稿で扱った「子どもの人権を守るために」集会は、公的に「保護されるべき子ども」の問題機軸の枠組みの系譜を辿る中で大きな画期的一端をなしている。それは、児童養護の枠組みの中に「保護されるべき子ども」の問題機軸の枠組みを、図1における第Ⅲ象限の子どもに加えて、第Ⅳ象限をも含むかたちで拡張することを要請するクレーム申し立て活動として展開された点にある。

そこでは、貧困家庭や心中、虐待リスクのある家庭で生活する子どもを、「家庭の内側」への「積極的介入」を伴ってでも保護すべきであるとする論理が組み立てられた。また、そこではこの時期の子捨て・子殺し事件をいわば「資源」としながら、本来であれば児童養護施設などに「保護されるべき子ども」が劣悪な養育環境の中に放置されていることへの警鐘を鳴らしながら、その問題機軸の枠組みを刷新する必要性（第IV象限の子どもを保護すること）を社会に向けて喚起するかたちでなされた点に特徴があった。また同集会の成果は、仮に親の拒否があった場合でも子どもの保護を可能にする親権制限問題へと収斂していくが、それは同集会が本来であれば「保護されるべき子ども」が社会の中に放置されているということ（第IV象限の子どもを保護すること）に対するクレーム申し立て活動であったことを鑑みれば当然の帰結であったかも知れない。

また、この親権制限問題の浮上が、1970年代初頭の「子殺し事件」の社会問題化を画期としてなされた点も本稿における重要な発見である。運動開始当初、「親の人権が無視されているとき、子どもの人権も守られていない」という運動フレームを伴って開始した同運動は、1970年第3回集会以降、尊厳殺（子による親殺し）を引き合いに出しながら、子殺しがいかに社会の中で軽視されているかを告発するかたちで、「誤った親権問題」に関する議論がなされ始めた。その後、同集会の中では「子どもの人権を守る砦」という運動フレームを前面に押し出すとともに、国連児童年である1979年に合わせて「親権と子どもの人権」と題されたシンポジウムを開催し、翌年1980年には全養協編集による著書『親権と子どもの人権』の刊行にこぎつけ、児童養護における親権制限問題を社会に広く認知させる契機となった。

また、この「子どもの人権を守るために」集会の総括として、全国の児童養護施設の子どもたちに対する全数調査が行われたこと。またその中で「その3割が虐待ともいえる問題を抱えながら施設入所したことが明らかにされた」（全養協1980, p.109）点も、「クレームの証拠の提示」（Best 2008）という点から鑑みると極めて重要な点である。1990年代以降の「児童虐待時代」を経た現在にあっては、親からの虐待の有無は、子どもが施設に入所する手前で子どもを施設へ措置するか否かの判断材料となるが、1979年に行われた同全数調査

では既に施設に措置された子どもたちに対する全数調査から、うち多くの子どもたちが「虐待」を受けた経験がかつてあったことが明らかにされた、という逆のベクトルからの調査がなされた。同集会での活動は、本来であれば児童養護施設に「保護されるべき子ども」が社会の中に取り残されていることを糾弾するかたちで開始されたが、その「クレームの証拠の提示」は児童養護施設の中に既に生活している子どもの過去の経験を聞き取るかたちで行われた点に、同時期の特徴があったと言える。この全数調査は、既に施設に保護されている子どもであっても、3割もの多数の被虐待児童がいることを示すことによって、未だに把握されておらず保護されずに放置されている子ども達の中にも、相当数の非虐待児童がいるという論理を組み立てながら、「クレームの証拠」として提示された。

その後、この児童養護運動は児童福祉の第一線機関である児童相談所が、社会の中で生活する「保護されるべき子ども」の数を適切に把握できていないことを問題視するかたちで展開されるとともに、虐待に関するソーシャルワーク強化の端緒となっていく。では、本稿で扱ったクレーム申し立て活動としての児童養護運動が、その後1980年代の児童福祉行政との間でいかなる関係性を取り結んだのか。また、そのような活動や議論が1990年代以降本格化する「児童虐待時代」とどのように結びついていったのか。こうした主題は、現在社会における「保護されるべき子ども」の問題機制的枠組みの系譜を読み解く上で極めて重要な主題である。次稿以降の主題としたい。

付記：本研究は一部、JSPS 科研費 16K17233 の助成を受けたものである。

注

- (1) 親権制限問題のあらゆる系譜が、本稿で扱う集会(1968年～1977年)に端を発するものではない。本稿では、児童養護の専門家集団の中で同問題が議論され始めた系譜に着眼するが、他のアクターによる運動の系譜を描く作業には別稿が必要となる。
- (2) 公的に「保護されるべき子ども」の問題機制の枠組みという用語を、本稿では子ども問題を形成する議論フレームのあり方と定義しておく。なお戦後から1960年代初頭までの日本の児童養護に関する「保護されるべき子ども」の問題機制の枠組みの系譜は、土屋(2014)で整理されている。本稿はその続編に当たる。
- (3) 日本社会の親権の壁が欧米各国に比して高いことを批判する指摘に関する代表的な論者として、ヘネシー澄子(2004)などが挙げられる。
- (4) 第1回「子どもの人権を守るために集会」(1968年12月)開催時の詳細については『全養協通信』(1969年 第1号)を参照。
- (5) 例えば、同集会が新聞紙面上で大きく掲載された例として、朝日新聞1968年12月11日付「子どもの人権を守るために集会開催される」などが挙げられる。
- (6) 「前提 (Grounds)」「論拠 (Warrants)」「結論 (Conclusion)」は、Best(2008)によってある社会問題へのクレーム申し立て活動が社会的説得力を得る際に共通して見出されるとされるレトリック構造を指して用いた用語であり、「前提 (Grounds)」はクレーム申し立て活動の中で社会問題とされるべき事実の提示を指して用いられる。
- (7) 「論拠 (Warrants)」は、特定の事象が問題である理由を正当化するために用いられるレトリックのことであり(Best 2008)、多くの場合自由や平等、人権などの概念が用いられるとされる。「子どもの人権を守るために集会」では、「子どもの人権」というレトリックがクレーム申し立て活動を正当化するための「論拠」として用いられた。
- (8) 「結論 (Conclusion)」は、「前提」「論拠」が述べられた後に、社会問題に対する処方箋や対処策が語られるレトリックを指すが(Best 2008)、同クレーム申し立て活動の中では本来であれば施設に「保護されるべき子ども」を把握し、施設に保護することが「結論」として主張された。
- (9) 児童養護施設に関する不要論や定数削減問題は、1960年代初頭以降、児童養護施設の定員数と入所児童数の間に大きな開きがあることを指摘するかたちで、児童養護施設の他施設への転換や定数削減指示が厚生省児童局からなされたことを指す。同主題の詳細は土屋(2014)参照。
- (10) かつての児童養護施設の入所児童の多くが「親のない子ども」であったことの詳細は、土屋(2014)の中で紙幅を割いて論じている。
- (11) 児童養護施設への「家庭の外側」にいる子どもの収容のあり方(積極的/消極的)に関しては土屋(2014)参照。
- (12) 児童養護施設に措置された子どもの中で「親のない子ども」の割合の推移に関しては、全養協(1980)参照。

引用・参考文献

- Ariès, F. 1962 L' 'Enfant et la vie familiale sous l' Ancien Régime: Plon. 1962(アリエス、杉山光信・杉山恵美子訳1980『子供』の誕生アンシャン・レジーム期の子どもと家族生活』みすず書房)
- Best, J. 1990 Threatened Children : Rhetoric and Concern About Child Victims : The University of Chicago Press
- 2008 Social Problems : Norton
- ヘネシー澄子2004『子を受けない母 母を拒否する子』学習研究社
- 子どもの虹情報研修センター2007『日本の子ども虐待—戦後日本の「子どもの危機的状況」に関する心理社会的分析』福村出版

「保護されるべき子ども」と親権制限問題の一系譜
—児童養護運動としての「子どもの人権を守るために集会」(1968 - 77年) —

- 栗栖瑛子・大森晶夫 1977「東京における子殺しの実態 戦後 22 年間 (昭和 25-46 年) の動向」『ケース研究』、160 号、pp.2 - 28
- 村岡末広 1980「養護施設児童の人権と親権について」『ケース研究』、181 号、pp.50 - 63
- Spector, M. & Kitsuse, John I. 1977 *Constructing Social Problems*, Menlo Park, CA : Cummings Publishing Company (スペクター&キッセ、村上直之他訳 1990 『社会問題の高構築：ラベリング理論を越えて』マルジュ社)
- 田間泰子 2001『母性愛という制度—子殺しと中絶のポリティクス』勁草書房
- 土屋敦 2014『はじき出された子どもたち—社会的養護と「家庭」概念の歴史社会学』勁草書房
- 上野加代子 1996『児童虐待の社会学』世界思想社
- 内田良 2009『「児童虐待」へのまなざし—社会現象はどう語られるのか』世界思想社
- 全国社会福祉協議会養護施設協議会編 1968 - 1977 「子どもの人権を守るために集会資料」
- _____ 1969 『全養協通信』(1969 年 第 1 号)
- _____ 1977 『泣くものか—子どもの人権 10 年の証言』亜紀書房
- _____ 1980 『親権と子どもの人権』全国社会福祉協議会

**Historical Process of “Child Protection” and
the Restriction of Parental Authority**

“Symposium for Saving the Rights of Children”
as Social Movement from late 1960s to 1970s

TSUCHIYA, Atsushi

(Graduate School of Integrated Arts and Sciences, Tokushima University)

The purpose of this paper is to analyze the historical process of “Symposium for Saving the Rights of Children” as social movement from late 1960s to 1970s in Japan and to reveal that this movement had many characteristics of claim-making activity (Spector & Kitsuse 1977) that had impacts on contemporary society.

The major findings of this paper are as follows. First, this movement was the claim-making activity that emphasize that the coverage of “Child Protection” in official must be expanded to the children who were cared inside of their families. Second, the claim-making activity had started with the problematization of “Infanticide” in early 1970s in Japan. Third, the complete survey of child care institution was conducted at the end of “Symposium for Saving the Rights of Children” and the result of it was presented as Warrants (Best 2008) of this social movement. This paper finally discusses implication of these findings for child welfare of contemporary society.